

令和8年度の専門部会長会における活動内容等について

令和8年3月18日
障害福祉部障害者施策課

1 専門部会長会の目的

各部会に所属する委員等から提出された「個別事例検討シート」をもとに個別事例検討会を実施し、そこから地域課題を抽出する。

抽出された地域課題については、全体会へ報告し、各専門部会を通じて各委員へ共有・周知する。

2 地域体制強化共同加算について

(1) 「地域体制強化共同支援加算」の概要

指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とし、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）」等に規定されている。

(2) 当該加算における専門部会長会の役割

当該加算の算定要件である「地域自立支援協議会への報告」については、来年度より専門部会長会を報告の場として位置づけ、地域課題の共有を図る。
※加算請求のスキーム等は、現在調整中。

3 令和8年度における専門部会長会のスケジュール（予定）

来年度については、今年度提出のあった個別事例をもとに、引き続き事例を通じた地域課題の抽出を行う。

	開催予定時期	主な活動内容
第1回	7～8月	令和7年度に提出があった個別事例をもとに地域課題を抽出。
第2回	10月～11月	第1回で挙げられた地域課題の整理及び全体会へ報告する内容の決定。
第3回	1月～2月	全体会への報告内容の共有。次年度における活動内容について議論。

※提出状況に応じ、随時「地域体制強化共同加算」の請求に伴う地域課題の報告に対し助言等を行う。

4 その他

基幹相談支援センター職員は引き続き、地域自立支援協議会に参画する。
また、各専門部会にもセンター職員が委員として参加する。